

平成27年度
道路維持管理計画書

国土交通省 関東地方整備局
北首都国道事務所

目次

1. 管理方針	
(1) 道路維持管理の現状と課題	・・・ 1
(2) 道路維持管理の基本方針	・・・ 1
2. 管理計画	
(1) 目的	・・・ 3
(2) 管理路線	・・・ 3
(3) 管理概要図	・・・ 3
(4) 管理施設概要	・・・ 4
3. 日常管理	
(1) 道路巡回	・・・ 6
(2) 道路清掃	・・・ 6
(3) 除草	・・・ 8
(4) 剪定	・・・ 9
(5) 応急処理	・・・ 9
(6) 設備点検	・・・ 10
(7) 除雪	・・・ 10
4. 老朽化対策	
(1) 橋梁補修	・・・ 11
5. 防災・震災対策	
(1) 橋梁耐震補強	・・・ 12
6. その他	
(1) 冠水対策	・・・ 13
(2) 窓口業務	・・・ 13
(3) その他	・・・ 14
(4) 問い合わせ先	・・・ 14

1. 管理方針

(1) 道路維持管理の現状と課題

関東地方整備局は、関東地方の1都8県（茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県）の延長約2,407kmの一般国道及び高速自動車国道を管理しています。

首都圏を抱える関東地方は、国土面積の約13%ながら、総人口の約36%、GDPの約40%が集中する産業・経済・文化の集積地域となっており、その中で国道は、①経済・社会活動の基盤としての中核的な交通インフラとしての機能、②国際物流や都県を越える人流、物流を担うなど、広域的な交通を確保する機能、③災害時や降雪・豪雪等の異常気象時においても可能な限り交通を安定的に確保又は定時性を保持し、幹線道路交通の信頼性を確保する機能、④都市内の空間を形成し、防災上や環境上も重要な影響を与えるなど、空間を形成する機能などを有するなど、重要な役割を果たしています。

この重要な国道については、道路の機能を保つため日々パトロールなどの点検作業や、損傷に対する補修作業などを行っておりますが、橋梁、トンネルなどの道路構造物の老朽化が進み、損傷などの不具合が発生しており、今後、補修・更新に要する費用や日常の維持管理に要する経費が増大することが予想され、今後の道路維持管理の重要性が改めて認識されてきています。

このような状況において、今後も効率的な日常管理や補修等が求められており、時代の変化に対応した国民のニーズの把握を行い、今後さらなるコスト縮減を図り、効率的・効果的な道路維持管理を行っていく必要があります。

(2) 道路維持管理の基本方針

1) 道路維持管理の方向性

限られた道路維持管理予算、地域の実情や路線特性に応じて、安全・安心な道路環境の確保する事を基本とした維持管理を実施します。

2) 計画的な維持管理

道路施設のライフサイクルコストの縮減等を図るために、将来に渡り安全で安心な道路サービスを提供するため、定期的に道路施設の状態を点検し、劣化や損傷等を早期に処置をすることにより、道路施設の長寿命化を図る等、計画的な維持管理を実施します。

3) 執行管理のあり方

地域の実情や路線特性に応じた安全・安心な道路環境を確保するための道路維持管理に関する実施方針として策定した「維持管理計画」に基づき、維

持管理を実施します。

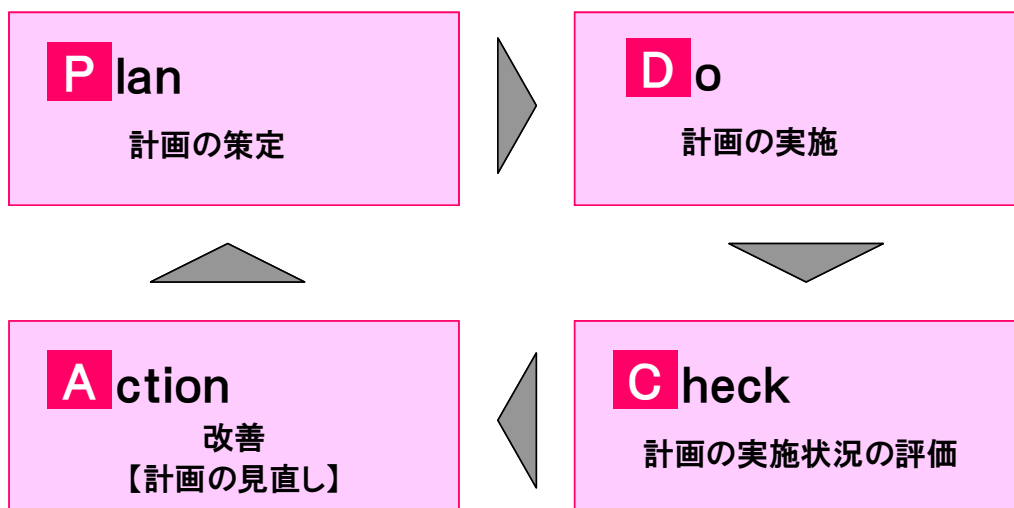
平成27年度に実施した内容について、把握・分析・評価を行い、計画の改善を行う事により、次年度の計画に反映させるマネジメントサイクルに取り組みます。

Plan（計画） …「道路維持管理計画」を策定します。

Do（実施） …「道路維持管理計画」に沿って適切な管理を実施します。

Check（評価） …維持管理の実施状況の把握・分析・評価を行います。

Action（改善） …執行管理（分析・評価）を基に、計画を改善します。



※PDCAサイクル:「計画策定(Plan)、施策・事業の実施(Do)、点検・評価(Check)、施策の見直し(Action)」

2. 管理計画

(1) 目的

交通・沿道状況や気象条件など路線毎の異なる特性を捉え、維持管理コストの縮減を図り、一般交通に支障をきたさないよう道路を常時良好な状態に保ち、道路利用者などに対して安全で円滑な交通を確保し、適切な管理水準による効率的な維持管理を行います。

本維持管理計画に基づき、適切かつ効率的に道路管理を実施し、各種管理データや道路利用者等の意見・要望から課題等を把握します。その課題に対する検証を行い、計画の改善を図りつつ、適切に道路管理を行ってまいります。

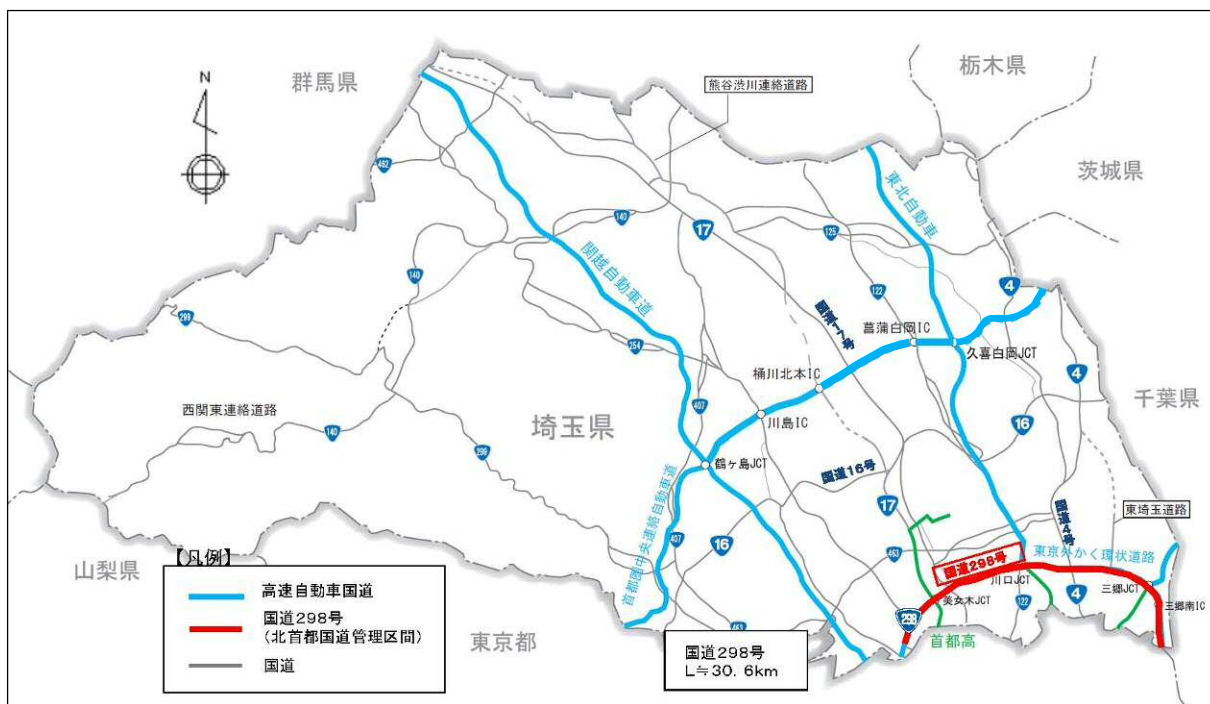
(2) 管理路線

当事務所では、埼玉県内及びさいたま市内の国道298号（L＝30.6km、全線4車線供用中）を、戸田維持出張所で維持管理しています。戸田維持出張所における管理区間などは、以下のとおりです。

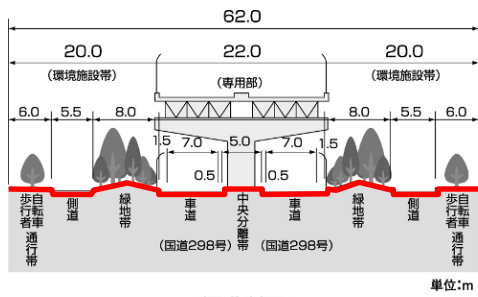
担当 出張所	路線名	延長 (km)		管理区間	車線数 【交通量：百台／日】
		埼玉県区間	さいたま市区間		
戸田維持 出張所	国道 298号	埼玉県区間	4.8	起点 和光市新倉 終点 さいたま市南区辻6丁目	4車線 【441百台（戸田市）】
			23.9	30.6 起点 さいたま市南区文蔵3丁目 終点 三郷市高州4丁目	4車線 【431百台（八潮市）】
		さいたま市区間	1.9	起点 さいたま市南区辻6丁目 終点 さいたま市南区文蔵3丁目	4車線 【563百台（さいたま市）】

【H22 交通量センサス】

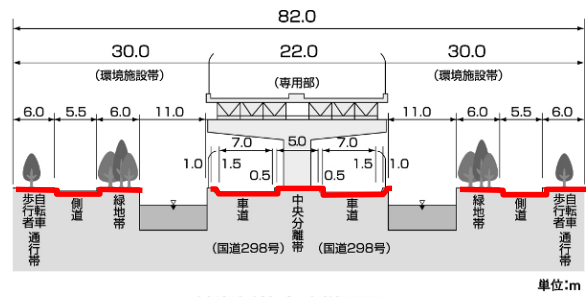
(3) 管理概要図



【H27.12 現在】



<標準断面>



<綾瀬川放水路併設区間>

※赤線部が管理している国道298号

(4) 管理施設概要

- ・橋梁 108橋



<道路橋：幸魂大橋>



<人道橋：東北線跨線橋上り階段>

- ・横断歩道橋 58箇所



<岸川中学校前歩道橋>

- ・立体施設 34箇所
(アンダーパス、横断地下道)



<辻地下道>

・道路照明 5, 274基



<道路照明：国道298号側道部>

・道路標識 1, 779基



<案内標識：新善町>

・CCTV 20基



<CCTV：幸魂大橋>

・道路排水設備 12箇所

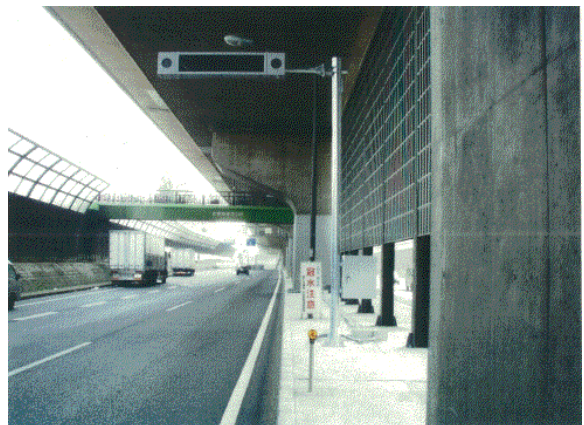


<道路排水設備：新善町 排水ポンプ>

・道路情報板 33基



<三郷 道路情報板>



<安行地下道 道路情報板（冠水）>

3. 日常管理

(1) 道路巡回

1) 目的

道路巡回は、路面や路肩・路側の状況、交通安全施設等の道路附属物やアンダーパス等の道路構造物の状況を把握するとともに、道路工事・占用工事の工事状況や交通の状況の把握、不法占用・不正使用の把握を目的に行います。

2) 実施方針及び頻度

通常巡回は、車道、歩道路面などの異状箇所確認、落下物の処理、ガードレールの損傷確認等のため、本線部については、1回/2日実施します。また、側道部については、1回/7日実施します。

定期巡回は、橋梁などの道路施設の異状箇所の状況確認のため、1回/年(各施設)実施します。

異常時巡回は、台風などの異常気象及び地震発生時等に、道路施設の被災状況、通行可能等の確認のため適宜実施します。



<道路巡回>



<路面異状確認>



<落下物処理>



<ガードレール損傷確認>

(2) 道路清掃

1) 目的

道路清掃は、通行車両や歩行者等の安全な通行を確保するため、通行に支障となる車道及び歩道上の土砂や落葉の堆積物等を除去するために清掃を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

・路面清掃

路肩付近の土砂や落葉等を除去することにより、交通事故防止・沿道環境の保全等を図ることを目的に車道路肩部の清掃を実施します。

国道298号側道 L ≒ 58 km

(6回/年)

国道298号本線 L ≒ 61 km

2回/年 + (特に塵埃量の多い箇所 (1回/年))



<ゴミの不法投棄の状況>



<人力ごみ回収>

・歩道清掃

ケヤキ、イチョウなどの落葉除去および歩道利用者の多い通学路周辺などのゴミ除去のため、人力により歩道部の清掃を実施します。

国道298号歩道部

(3回/年)



<歩道清掃>

・排水構造物清掃

排水系統、流末の処理能力などを確保するために、排水施設に堆積している土砂を除去します。

国道298号本線 L ≒ 60 km

(1巡/5年目途)



<排水構造物清掃>

3) その他

集中豪雨時期前に冠水する可能性がある箇所(アンダーパス部8箇所)及び通常巡回により発見した土砂の堆積箇所・降雨日の水溜まり箇所など、必要な箇所で清掃を実施します。

(3) 除草

1) 目的

法面や中央分離帯等の雑草繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、除草を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

道路巡回等により繁茂状況を確認した上で、除草箇所を限定し適切な時期を設定して実施します。

国道298号植樹帯、環境施設帯、法面 等

(7月～9月頃)



<植樹帯除草>



<法面除草>

(4) 剪定

1) 目的

植樹帯及び中央分離帯等の植栽繁茂による建築限界の阻害や視距の阻害を解消し交通の安全を確保するために、剪定を行うものです。

2) 実施方針及び頻度

管内の植栽管理全体を下記の剪定回数を目安として樹種及び植生箇所に応じて個別植栽ごとに設定を行い、実施します。

(代表樹種の剪定回数)

高木 : ケヤキ 歩道部 : 3年に1回目途、緑地帯 : 6年に1回目途
中木 : サザンカ 歩道部 : 3年に1回目途、緑地帯 : 6年に1回目途
寄植中低木 : オオムラサキツツジ 1～2年に1回目途



<高木剪定>



<寄植中低木剪定>

(5) 応急処理

1) 目的

道路巡回や道路利用者の皆様からの通報などにより発見、確認された道路管理上、緊急的に実施する必要があるものについて、応急的に処理（補修）を行います。

2) 実施方針

緊急的に実施する必要がある路面異状（ポットホール、段差など）の処理（補修）、交通の妨げとなる落下物等の回収及び交通事故などによる油漏れの路面油処理などを迅速かつ適切に行います。



<路面段差補修>



<倒木処理>

(6) 設備点検

1) 目的

道路管理を行う上で重要な道路管理施設（道路情報板、道路排水設備（ポンプ等）について、点検により健全度を把握するとともに、適切に作動するように管理します。



<排水設備（点検状況）>

(7) 除雪

1) 目的

冬期における道路交通を確保するため、積雪、気象状況、道路交通状況などを把握した上で、除雪・凍結防止作業などを実施します。

2) 実施方針

・車道除雪

新雪除雪は、5cm～10cm 程度の降雪量を目安として、気象条件、交通状況等を勘案し、道路交通に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

・歩道及び歩道橋除雪

歩道及び歩道橋除雪は、必要な区間（通学路など）において、歩行者の通行に支障をきたすおそれがある場合に実施します。

・凍結防止剤散布

凍結防止剤散布は、路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい下記の区間を主な対象とし、路面凍結が予想される場合に実施します。

散布区間

路面凍結が予測される長大橋梁部分（3箇所）

幸魂大橋・荒川右岸取付高架橋 L ≒ 1.9 km

東北線跨線橋 L ≒ 0.9 km

潮郷橋・八潮立体 L ≒ 1.1 km



<道路除雪>



<歩道橋人力除雪>

4. 老朽化対策

(1) 橋梁補修

1) 目的

従来の対処療法的な管理から計画的な予防保全を実施することで、施設の長寿命化を図り、ライフサイクルコストの縮減を図る事を目的に、橋梁点検を実施し、その結果を基に補修計画を策定します。

2) 実施方針

・橋梁定期点検

橋梁の計画的な予防保全を目的に、全橋梁を原則として1回/5年のサイクルで点検を実施します。また、第三者被害予防措置を目的に原則として1回/2～3年のサイクルで打音検査、非破壊検査を実施し、橋梁の健全度を把握します。

主な点検項目

上部構造（主桁、横桁、縦桁、床版等）

下部構造（橋脚、橋台、基礎等）

その他（支承、路上、排水施設等）

平成27年度定期点検実施の橋梁予定数 22橋



<主桁点検>



<横桁点検>



<鋼床版点検>

・橋梁補修

①補修の計画

橋梁点検の結果を踏まえ適切な診断のもと、劣化が確認された橋梁について、損傷状況や構造形式にあった補修計画を策定します。

②平成27年度の補修予定

過年度に実施した橋梁点検において、補修・補強の対策が必要だと判定された橋梁について、対策の検討を行い、性能を維持・向上させるために、補修を実施します。

平成27年度補修実施予定橋梁

荒川右岸取付橋（下）等計4橋



<全景：荒川右岸取付橋（上り）>



<ひび割れ箇所の例>

・道路附属物等

大型カルバート、横断歩道橋、標識、照明等の道路附属物等について、各々の点検要領に基づき点検を行い、変状を早期に発見し、沿道や道路利用者及び第三者被害の恐れのある事故を防止するための必要な措置を講じることで、安全かつ円滑な道路交通の確保を図ります。

5. 防災・震災対策

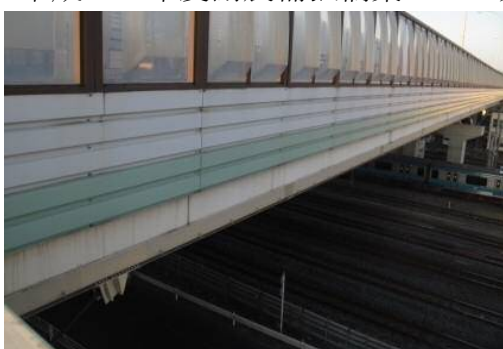
(1) 橋梁耐震補強

1) 目的

国道298号は、東京都心から約15kmの圏域を環状に結ぶ、主要幹線道路です。本道路は、緊急輸送道路に位置づけられており地震発生の際も、安全で信頼性の高い道路ネットワークを確保することを目的に橋梁の耐震補強を実施します。

平成27年度耐震補強橋梁

東北線跨線橋（下り）



<全景：東北線跨線橋>



<耐震補強の例：変位制限装置>

6. その他

(1) 冠水対策

近年局地的に発生する異常な集中豪雨（いわゆるゲリラ豪雨）に対して、安全・円滑な交通を確保するため、アンダーパス部を対象に下記の対策を実施しています。また、過去の降雨状況や冠水状況の検証を行い、必要な対策について検討を行います。

- ①異常豪雨時の走行注意を促す注意喚起の標識類設置
- ②冠水情報を提供する電光表示板の設置
- ③パトロールの強化（時間雨量で30mm/h以上の場合、緊急パトロール実施）
- ④冠水位計の設置などの検討

また、冠水が予想される時期の前に、ポンプ稼働試験、自家発電機等設備の詳細点検、排水桝の点検を実施します。

緊急パトロールを実施するにあたっては、管理区間を3分割し、3パーティによるパトロールを行うことで、現地確認の迅速化を図ります。

・冠水対策重点箇所

国道298号の冠水する可能性がある箇所

（アンダーパス部：8箇所）

- ・辻地下道（埼玉県さいたま市辻1丁目）
- ・芝地下道（埼玉県川口市芝西2丁目）
- ・神根地下道（埼玉県川口市大字道合）
- ・川口ジャンクション地下道（埼玉県川口市大字西新井宿）
- ・安行地下道（埼玉県川口市大字安行領家）
- ・新善町地下道（埼玉県草加市新善町）
- ・谷口立体（埼玉県三郷市大字谷口）
- ・鷹野立体（埼玉県三郷市鷹野3丁目）

（参考）「道路冠水箇所マップ」を関東地方整備局HPに公表しています。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/index.htm>

（サイト内検索「冠水」でご検索いただけます。）

(2) 窓口業務

国道事務所及び出張所は、管理区間の道路において道路関係法令に基づき提出される各種申請書の受付手続きを行うとともに、道路利用者にとって、安全かつ良好な状況（構造）を維持するために、審査及び実施状況の確認を行い、適正な道路管理を行います。

・道路に関する工事の承認に関する事務（道路法第24条）

道路管理者以外の者が行う道路工事（自動車乗り入れのための歩道切り下げ工事、宅地造成等に伴う道路法面の切取り工事等）の承認業務

・道路の占用に関する事務（道路法第32条）

道路上に、道路管理者以外の者が電柱、広告看板その他これらに類する工作物、ガス管、上下水道管その他これらに類する施設を設置したりする場合に必要な許可業務。又は、露店、商品置き場、その他これらに類する不許可施設の適正化指導業務。

- ・道路損傷に関する業務（道路法第22・58条）
 附属物（ガードレール、標識、植栽等）、路面等の損傷や、道路を油脂類、汚濁物等により汚損された場合等の原因者による原状回復、費用負担命令等に関する業務
- ・特殊車両に対する規制（道路法第47条）
 特殊車両の通行許可申請受付、審査、指導及び取締りに関する業務

(3) その他

- ・道の相談室

道路に関する相談（通報・問い合わせ・意見等）を電話やインターネット、FAX等で受け付け、各道路管理者と連携し、解決に向けて対応を行います。

TEL 048-600-4970（平日9:30～17:00）

FAX 048-600-3737（24時間受付）

URL <https://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/michi/form/index.html>
 （24時間受付）

- ・道路緊急ダイヤル

人や車の安全な通行を妨げる「道路の穴ぼこ」「路肩の崩壊」「倒木」「落石」などの道路の異状を道路管理者に直接緊急通報することが出来る短縮ダイヤルです。

道路利用者が道路の異状を発見した場合には、携帯電話などから『#9910』（24時間受付）をダイヤルし、道路の種別番号を音声にしたがい入力することにより、各高速道路株式会社や各都県代表国道事務所に直接緊急通報することができます。

通報を受けた内容は、各道路管理者や警察などの関係機関と連携し、迅速に対応を行います。

- ・交通規制情報

道路利用者に対して利便性の向上を図るため、関東甲信地域の高速道路、国道、一般道に関する規制情報（気象・災害・工事・事故・イベント等による）を提供しています。

URL <http://www.road.ktr.mlit.go.jp/>

- ・ホームページ

北首都国道事務所 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/kitasyuto/>

関東地方整備局 URL <http://www.ktr.mlit.go.jp/>

(4) 問い合わせ先

北首都国道事務所 電話番号 048-941-4610（管理課直通）